

**電話加入権の公売**

☎ 収税課 内線 2364

市は富士財務事務所などと合同で、差し押さえた電話加入権を公売します。

と き 9月30日(火)  
10:40~11:00  
ところ 県富士総合庁舎  
301会議室



※中止になる場合もありますので、事前に電話で確認してください  
問い合わせ 富士財務事務所 納税課  
☎65-2123

**国民健康保険  
「保険証」の更新について**

☎ 国民健康保険課 内線 2340

国民健康保険の「保険証」が10月1日から変わります。新しい保険証（フジ色）は9月下旬に世帯主あてに郵送します。

なお、災害など特別の事情がないのに保険税を納めていない世帯には、「被保険者資格証明書」を交付します。「被保険者資格証明書」で受診すると医療費を全額支払うことになり（領収証書を持参し、国民健康保険課に申請すると医療費の一部をお返しします）、また必要な保険給付を受けられないことがあります。  
※保険証が届かない場合や納税の相談は国民健康保険課へ

**～日曜納税相談～**

と き 9月28日(日) 9:00~16:00  
ところ 市役所 3階  
★収 税 課…市県民税、固定資産税の納付について  
★国民健康保険課…国民健康保険税の納付について  
問い合わせ 収 税 課 内線2365  
国民健康保険課 内線2343

**静岡県東部ふれあい  
福祉フォーラムのお知らせ**

☎ 社会福祉課 内線 2312

と き 10月14日(火) 13:30~  
ところ 三島市民文化会館 大ホール  
定 員 1,200人  
参加費 無料  
内 容 ●体験発表  
●講演会 「平成乱気流」  
講師 はらたいらん(漫画家)  
申し込み 当日直接会場へ  
問い合わせ 三島市社会福祉協議会  
☎0559-72-3221

**東部地区社会福祉施設  
作品展示即売会**

☎ 障害福祉課 内線 2324

と き 9月19日(金)~21日(日) 10:00~  
19:00 (21日は15:00まで)  
ところ JR沼津駅前パレット1・2階  
即売品 石けん、花瓶、パンなど  
※1,000円以上お買いあげの人には空くじなしの抽せん券を差し上げます  
問い合わせ 静岡県授産事業振興センター ☎054-254-5248

**シルバークッキングスクール  
(高齢者料理教室) 受講生募集**

☎ 高齢者福祉課 内線 2319

料理教室に参加して、楽しく仲間づくりをしてみませんか。  
と き 10月9日~平成10年1月29日  
毎週木曜日 13:30~16:30 計15回  
ところ 伝法公民館  
対 象 市内在住の60歳以上の男性  
定 員 20人 (先着順)  
受講料 無料 (材料費は実費負担)  
申し込み 9月19日~30日に直接、または電話で高齢者福祉課へ

**お年寄りへのはり・きゅう・  
マッサージ無料奉仕**

☎ 高齢者福祉課 内線 2319

と き 10月12日(日)  
9:30~12:30  
ところ 田子浦荘  
対 象 市内在住の  
70歳以上の人  
申し込み 当日直接会場へ  
問い合わせ 富士鍼灸マッサージ師会  
大石 方 ☎61-2327



**国民年金の出張徴収と年金相談**

☎ 国民年金課 内線 2264

市内14ヵ所で国民年金保険料の出張徴収を、右の表の日程のとおりに行います。

また同時に、市と富士社会保険事務所が共同して年金相談も行います。

国民年金保険料の納め忘れや年金についての相談や疑問などがある人は、気軽に御相談ください。



と き	と ころ
9月17日(水)	元吉原公民館、富士公民館
9月18日(木)	大淵公民館、吉永公民館
9月19日(金)	岩松公民館、鷹岡公民館
9月22日(月)	富士見台公民館、田子浦公民館
9月24日(水)	須津公民館、伝法公民館
9月25日(木)	今泉公民館、富士南公民館
9月26日(金)	神戸公民館、丘公民館

※時間は各会場とも15:30~18:30です

**御存じですか？ 国民健康保険 NO.4**

**国民健康保険の  
保険証について**

国民健康保険(国保)の保険証は、正式には「国民健康保険被保険者証」と言い、病気やけがで病院にかかるとき、保険を使用するために提示するものです。

病院にかかると、たくさんの医療費がかかります。しかし、保険証を提示すると、医療費の3割が自己負担、7割が国保負担となるので安心して治療が受けられます。

**保険証について**

保険証は1世帯に1枚交付されます。ただし、就学のため他の市町村に住所を移した場合や長期出張などで住所を離れる場合には、届け出により保険証を分けることができます。詳しくはお問い合わせください。

**短期保険証の交付**

災害などの特別な理由がないのに国民健康保険税(保険税)を滞納すると、期間を区切って3ヵ月間のみ有効の保険証を交付することもあります。

**被保険者資格証明書の交付**

保険税の滞納の状況などによっては、保険証を返していただくこともあります。この際には、保険証のかわりに被保険者資格証明書を交付します。被保険者資格証明書で病院にかかると、いったんは医療費を全額支払っていただくこととなります。

**問い合わせ  
国民健康保険課  
内線2340~2345**